

【安曇野市立認定こども園の一部民営化の経緯及び民営化実施計画の概要】

1 民営化の経緯

◇公立保育園の民営化に関する行政改革推進委員会への諮問(平成27年10月29日)

保育行政の中で、民間活力をどのように活用すべきか、行財政改革の観点から公立保育園の民営化に関する基本的な考え方について諮問

◇公立保育園の民営化に関する行政改革推進委員会からの答申(平成28年6月30日)

「今後予想される多様な保育ニーズへの対応及び行財政改革の観点から保育園の運営(経営)に民間活力を導入していく必要があると考えます。」との答申

◇公立保育園の一部の民営化を方針決定(平成28年8月3日)

安曇野市庁議(政策会議)において、公立保育園の一部を民営化する方針を決定し、答申に沿って**具体的な民営化の計画を中長期ビジョンに示すこととした。**

◇安曇野市立認定こども園の民営化に関する実施計画の策定(平成29年3月)

市が目指す幼児期の教育・保育環境を示し、その環境実現のための民営化の進め方について、答申に盛り込まれた留意事項や指摘事項を整理し、具体的な計画を示すこととした。

◇安曇野市立認定こども園民営化中長期ビジョン(素案)の策定(平成29年12月)

実施計画に掲げた市が目指す幼児期の教育・保育環境を実現するための具体的な平成30年度から10年間の計画の素案を取りまとめて意見募集(パブリックコメント)を開始した。

2 実施計画に示す市が目指す幼児期の教育・保育環境

⇒ (1)～(5)の環境が総合的に整えられていること

(1) 幼児期の教育・保育の多様な選択肢

幼児期の教育及び保育が生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであることから、その選択肢も多様な実施主体から保護者がそれぞれの価値観に基づいて選択できること

(2) 発達段階に応じた質の高い幼児期の教育・保育

それぞれの子どもの発達段階に応じた教育・保育が実施される必要があり、どの実施主体を選択しても変わりなく確保され、その質(環境・人材・内容)が保障されていること

(3) 多様なニーズへの対応

子育てをめぐる環境の現実が厳しく、子どもを生み、育てたいという個人の希望がかなうようにするためのサポートが強く求められており、様々な支援体制が整っていること

(4) 持続可能な実施体制

限られた財源で持続可能な子育て支援を進めるために、教育・保育の質と量を確保したうえで、より効率的な実施体制が整えられていること

保育士・幼稚園教諭の処遇が保障され、本市で保育士・幼稚園教諭として働くことが喜びと感ぜられる雇用環境が整えられていること

(5) 安曇野の豊かな自然・文化の享受

子どもたちが安曇野の豊かな自然や文化を享受でき、自然や文化を通じて豊かな人間性を育むことができること

3 民営化の基本方針

(1) 民営化は、市が目指す教育・保育環境の実現を目指すもので、市全体として幼児期の教育・保育の向上が図られるものであると同時に、市が抱える課題の解決に寄与するものでなければならない。

(2) 民営化にあたっては、教育・保育の質並びに支援内容の拡充・向上が図られるとともに、これらが長期的かつ確実に提供されなければならない。

(3) 公立と私立のそれぞれの役割を整理したうえで、具備すべき要件を定め、確実に履行できる体制を整える必要がある。

4 実施計画に示す民営化の条件

(1) 教育・保育の質の確保

- ア 職員の経験年数のバランスの確保
- イ 研修の機会の確保
- ウ 第三者評価
- エ 保護者・移管法人・市の三者協議
- オ 教育・保育内容の継承

(2) 多様な保育ニーズへの対応

(3) 特色ある教育・保育の実施

- ア 「信州やまほいく」の継承・推進
- イ 民間の個性を生かした新たな取り組み

(4) 雇用環境の向上

- ア 一定割合以上の正規職員の採用
- イ 国が示す処遇の履行
- ウ 職員の優先雇用

(5) 安定した経営基盤

- ア 運営実績
- イ 安定した利用者見込み

(6) 地域の子育て支援への対応

(7) 開設日・開設時間の継承・拡大

(8) 利用定員・利用年齢の継承・拡大

(9) 給食の実施体制の継承・拡大

- ア 自園調理方式の継承
- イ アレルギー食への対応
- ウ 食育の推進

(10) 保健衛生に関する事項の継承・拡大

(11) 運営に関する保護者との合意形成

- ア 懇談会等の開催
- イ 苦情解決の体制整備

(12) 行事等の継承

(13) 費用負担に関する保護者との合意形成

5 民営化の形態

財政的なメリットを考えれば、施設を民間に譲渡して運営を委ねる民設民営が有利であると考えますが、現在の教育・保育の内容を継承し、質を確保していくためには、一定期間の引き継ぎ保育を行ったうえで、**当分の間、運営のみを民間に委託する公設民営により市が運営に直接関与できる方法とします。**その後、運営状況を見極めたうえで、施設を譲渡し、民設民営へ移管すべきであると考えます。

6 民営化の工程

(1) 中長期ビジョン策定

地域の人口動態から各園の利用者の将来予測を行い、統廃合の必要性や適性規模等を検討した上で、今後10年間に民営化又は統廃合をする園及び時期の計画を策定します。

(2) 説明会の実施

中長期ビジョンに基づき、民営化等の対象園の保護者・地域・関係者へ具体的な進め方について説明を行い、移管法人の公募に係る諸条件等について合意形成を図ります。

(3) 移管法人の公募・選考

移管法人は公募により選考するものとし、選考委員会を設置して募集要項及び選考基準を策定します。

(4) 移管法人への引き継ぎ

ア 準備期間と移管計画の策定

移管法人の決定後、移管までの準備期間を1年間以上確保するとともに、移管法人の引継体制や保護者の理解等、移管までに十分な準備ができるよう移管計画を策定します。

イ 引き継ぎの進行管理

市は移管計画に基づいた進行管理を行うとともに、問題等が生じた場合には、必要な改善及び指導を行います。また、移管準備期間及び引継保育期間において、市は、研修や職員配置について必要な支援を行います。

ウ 引継保育の実施

民営化により、保育士等が入替わることによる園児への影響を最小限にする必要があることから、民間移管準備期間中に市の職員と移管法人の職員が合同で保育にあたり、園児や保護者が新しい保育士等と良好な関係が築かれるように最低でも1年間の移管期間を設け、きめ細かい対応による引継を行います。

エ 三者協議会の設置

円滑な引継ぎを行うためには、保護者・移管法人・市の信頼関係の構築が重要であるため、速やかに三者による話し合いの場(三者協議会)を設置します。また、移管法人の職員と市職員が交流する場を設けることにより、円滑な移管に向けた意識の醸成を図ります。

7 移管後の市の関与

(1) 市の支援

市は、移管法人による保育の質の維持・向上に資するため、研修の実施や訪問指導・相談等の必要な支援を行います。

(2) 教育・保育内容の確認・指導

市は、移管後においても訪問指導等により必要な支援を行います。また、移管後も三者協議会は一定期間継続し、保育内容を逐次確認するとともに、問題等が発生した際は、必要な改善及び指導を行います。

(3) 評価と結果の公表

移管後における保育内容については、三者協議会及び保護者へのアンケート等により把握し、その運営状況の評価を公表します。

安曇野市立認定こども園民営化中長期ビジョン(素案)の概要

1 中長期ビジョンの目的

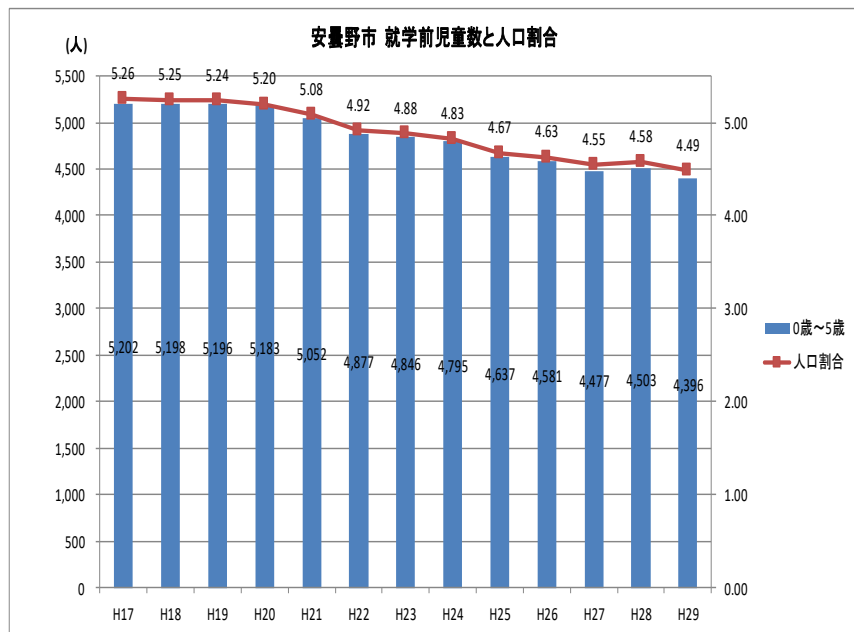
安曇野市立認定こども園の民営化に関する実施計画に示しているとおり、市が目指す教育・保育環境を実現するため、地域の人口動態から各園の利用者の将来予測を行い、統廃合の必要性や適性規模等を検討した上で、今後10年間に民営化又は統廃合をする園及び時期の計画を策定するものです。

2 計画期間

計画期間は、平成30年度から平成39年度までの10年間としますが、就学前の子どもの人口動態は流動的な部分も多いため、平成34年度に中間見直しを行うとともに、社会情勢の変化等に応じて、柔軟な対応ができるよう随時見直しを行うものとします。

3 人口動態

総人口並びに就学前児童の人口推移は減少傾向にあるものの、出生年のグループ別の推移をみると0歳から10歳頃までと30歳代から40歳代までの増加がみられ、いわゆる子育て世代の転入者が転出者を上回っていることがうかがえます。ただし、平成19年から平成24年までの推移と平成24年から平成29年までの推移を比較すると、子育て世代の転入者の増加は鈍化しています。



各年4月1日現在
住民基本台帳に基づく人口

年度	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
総人口	98,922	99,080	99,218	99,705	99,355	99,190	99,312	99,348	99,208	98,959	98,425	98,255	98,014
0歳～5歳	5,202	5,198	5,196	5,183	5,052	4,877	4,846	4,795	4,637	4,581	4,477	4,503	4,396
人口割合	5.26	5.25	5.24	5.20	5.08	4.92	4.88	4.83	4.67	4.63	4.55	4.58	4.49

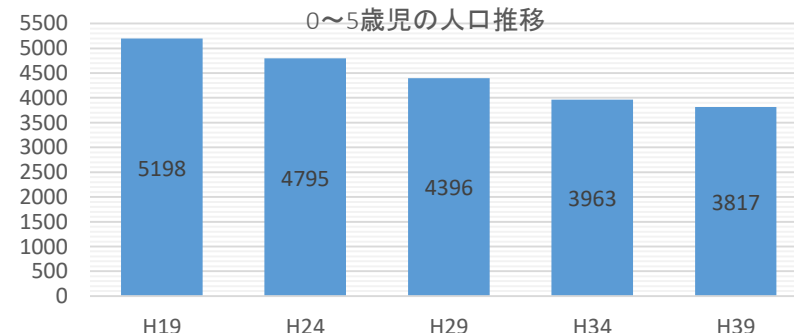
4 人口推計

平成24年から平成29年までの人口推移を基に5年後(平成34年)、10年後(平成39年)の人口を推計しました。

母の年齢別出生数のピークが30歳～34歳であることから、地域別にこの年齢の女性人口を過去5年間の人口動態から推計して、就学前の子どもの人口を割り出しました。

■市全体

市全体では、0歳～5歳の人口が平成39年までの10年間で約13%減少する見込みで、年齢区分ごとに約100人程度減少することが予想されます。



年齢	(人)				
	H19	H24	H29	H34	H39
0	820	721	655	630	592
1	793	797	716	637	627
2	848	744	731	663	635
3	900	812	751	663	657
4	926	838	758	673	626
5	911	883	785	697	680
合計	5,198	4,795	4,396	3,963	3,817

H29⇒H34	H29⇒H39
-25	-63
-79	-89
-68	-96
-88	-94
-85	-132
-88	-105
-433	-579

増減率 -9.85% -13.17%

6 統廃合・民営化の判断基準

(1) 民営化の判断基準

- ・施設の維持管理が経営を圧迫しないよう、建て替え若しくは大規模改修が完了しており、当面は大規模な施設改修が必要ないこと。
- ・利用ニーズが高く、利用者の著しい減少が見込まれないこと。
- ・民営化する園が一部の地域に集中しないよう、バランスよく配置されること。
- ・上記の3点を基本要件としますが、基本要件を満たさない場合でも、建て替え等に際し、民間活力や有利な財源が活用できることや民営化による特色ある教育・保育の実施により活性化が見込まれることも一つの判断基準とします。

(2) 統廃合の判断基準

- ・利用ニーズが低く、利用者の著しい減少が見込まれること。
- ・3歳以上児のクラスで、1クラス10人未満のクラスが存在していること。
- ・建て替え若しくは大規模改修が未完了であること。
- ・近隣の園で受け皿が確保できること。

7 統廃合・民営化の対象園

① 豊科南部認定こども園

【 方向性 ⇒ 民営化 】

利用ニーズも高く、施設的な問題等ありません。安定した経営が期待できるため、民営化により多様な教育・保育の提供が期待できると考えられます。また、同じ小学校区にたつみ認定こども園もあり、公私のバランスもよいと考えられます。

② 有明あおぞら認定こども園

【 方向性 ⇒ 民営化 】

利用ニーズも高く、施設的な問題等ありません。安定した経営が期待できるため、民営化により多様な教育・保育の提供が期待できると考えられます。また、同じ小学校区に有明の森認定こども園や北穂高認定こども園があり、公私のバランスもよいと考えられます。

③ 三郷西部認定こども園

【 方向性 ⇒ 統廃合・民営化 】

利用ニーズが低く将来的にも3歳以上児のクラスで10人を割り込むことも予想されます。同一の小学校区内の三郷南部認定こども園で受け皿が確保できるため、3歳以上児については、統合も可能であると考えられますが、3歳未満児の保育ニーズは市全体としては今後も増加が見込まれるため、廃止をすることはできないと考えられます。

施設的には建て替えが必要な状態ですが、公立では有利な財源が活用できないため、民営化により市としても財政的には有利な条件で建て替えが可能と考えられます。

施設の形態としては3歳未満児のみの小規模保育事業へ転換するか、又は認定こども園のまま民間の特色ある教育・保育により活性化を図る方法が考えられます。

④ 明科北認定こども園

【 方向性 ⇒ 民営化 】

利用者の減少から統廃合の検討が必要な状況となっており、明科南認定こども園の建て替えに合わせて統廃合による児童の受け皿を確保することが可能と考えられます。

しかし、3歳未満児のニーズは全市的に増加傾向にあり、受け皿の拡充が求められているほか、当園は建設時の財源上の縛りにより、廃止することができない状況です。

このため、市としては3歳未満児の利用枠を維持するとともに、施設の活性化を図る必要があります。

当市は信州型自然保育を推進しており、特に特化型の自然保育については、移住者の関心も非常に高く、活性化の有効な手段と考えられます。

しかし特化型については、市の直営ではノウハウに欠けるほかブランド力も弱いいため、運営ノウハウがあり、ブランド力の高い者に運営を委ねることが効果的な手段であると考えられます。

これにより公立の認定こども園としての枠組を維持し、3歳未満児の利用枠確保と安曇野市の強みを生かした特色ある教育・保育の推進による活性化が可能であると考えられます。

【計画期間中に検討が必要な園】

- ・上川手認定こども園 ⇒ 利用者の減少による統廃合
- ・三郷東部認定こども園 ⇒ 建て替えに伴う民営化の検討

8 年次計画

年度	豊科南部	有明あおぞら	三郷西部	明科北
H30			保護者等説明 及び協議	保護者等説明 及び協議
H31			委託者 選考・決定	委託者 選考・決定
H32		保護者等説明 及び協議	引継保育	運営委託・ 一部引継保育
H33		委託者 選考・決定	運営委託	
H34	保護者等説明 及び協議	引継保育		
H35	委託者 選考・決定	運営委託		
H36	引継保育			
H37	運営委託			
H38				
H39				

9 公立認定こども園の施設状況

平成29年10月1日現在

No.	施設名称	建築年月日	改修等	経過年数	利用者数(人)				
					0～2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
1	豊科認定こども園	H34.1	H27大規模改造	26年	24	39	43	38	144
2	豊科南部認定こども園	H22.12.22	新築	6年	23	40	39	40	142
3	南穂高認定こども園	H14.12.18	H28大規模改造	14年	28	39	55	52	174
4	たつみ認定こども園	S57.3.27	H30～新築予定	35年	16	20	34	27	97
5	アルプス認定こども園	H28.4.1	新築	1年	20	29	27	19	95
6	上川手認定こども園	H12.11.6	H32～大規模予定	16年	17	20	15	13	65
7	有明の森認定こども園	H21.9.30	新築	7年	20	38	28	40	126
8	有明あおぞら認定こども園	H21.3.13	新築	8年	21	38	37	48	144
9	西穂高認定こども園	H15.2.13	H33～大規模予定	14年	42	58	60	64	224
10	北穂高認定こども園	H24.12.19	新築	4年	21	25	17	21	84
11	穂高認定こども園	H12.3.1	H31～大規模予定	17年	29	59	60	61	209
12	三郷西部認定こども園	S54.4.11		38年	12	15	8	18	53
13	三郷南部認定こども園	H26.5.30	新築	3年	27	31	46	42	146
14	三郷東部認定こども園	S53.4.10		39年	20	32	37	44	133
15	三郷北部認定こども園	S49.4.25	H28～新築中	42年	20	37	34	34	125
16	堀金認定こども園	H20.6.20	新築	9年	34	54	69	62	219
17	明科南認定こども園	S51.3.1	H30～新築予定	41年	6	18	32	33	89
18	明科北認定こども園	H22.2.28	新築	7年	16	13	8	19	56
合計					396	605	649	675	2325